

大阪広域水道企業団水道事業供給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 2月21日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団条例第2号

大阪広域水道企業団水道事業供給条例の一部を改正する条例

大阪広域水道企業団水道事業供給条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(工事の施行及び費用の負担) 第3条 (略) 2 前項の工事施行に要する費用は、<u>全て</u>受水者の負担とする。ただし、水道事業施設を新設する場合において施行する同項の工事については、企業長の認めたものに限り企業団が負担する。</p> <p>(給水量の決定) 第5条 給水は、<u>全て</u>計量制とする。ただし、量水器の故障等により計算不能のときは、企業長の認定により給水量を決定する。</p> <p>(給水料金の額) 第10条 給水料金は、水量に対し、1立方メートルにつき、75円の割合で計算した額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。</p>	<p>(工事の施行及び費用の負担) 第3条 (略) 2 前項の工事施行に要する費用は、<u>すべて</u>受水者の負担とする。ただし、水道事業施設を新設する場合において施行する同項の工事については、企業長の認めたものに限り企業団が負担する。</p> <p>(給水量の決定) 第5条 給水は、<u>すべて</u>計量制とする。ただし、量水器の故障等により計算不能のときは、企業長の認定により給水量を決定する。</p> <p>(給水料金の額) 第10条 給水料金は、水量に対し、1立方メートルにつき、75円の割合で計算した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額とする。</p>

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。